

# 少年法の適用対象年齢

山 崎 俊 恵

## はじめに

現在、法制審議会において、少年法の適用対象年齢（以下、「少年年齢」という。）の18歳未満（以下、18歳及び19歳の少年を「年長少年」という。）への引下げが検討されている。その背景には、2007年に制定された日本国憲法の改正手続に関する法律第3条において、投票権を有する者の年齢が18歳以上とされたことがある。この法律の2014年改正法（平成26年法律第75号）附則第3項において、国は、この法律の施行後速やかに、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法、民法、その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする、とされた。これを受けて、2015年、公職選挙法が改正され、第9条1項において、選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされた。この公職選挙法の改正法（平成27年法律第43号）の附則第11条において、国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする、とされ、検討されるべき法律として、少年法が挙げられた<sup>1)</sup>。これを受けて、法務省におい

1) 民法については成年年齢の引下げに関する諮問第84号を受けて法制審議会が審議された結果、2009年、「成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」との答申がなされている。法制審議会「民法の成年年齢の引下げについての意見」（2009）、

て、2015年より、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が開催された<sup>2)</sup>。翌年発表された『『若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会』取りまとめ報告書』（以下、「取りまとめ報告書」という。）では、少年年齢の在り方について、現行法の20歳未満を維持すべきであるという考え方と18歳未満に引き下げるべきであるという考え方の両論が併記されたうえで、同年齢の引下げに対して、少年の再非行の防止への悪影響といった刑事政策的懸念が示されていることから、そうした懸念に応える刑事政策的措置の検討の重要性が指摘され、法務省において今後も少年年齢を含む若年者に対する処分や処遇の在り方についてさらに検討を重ねる予定であるとされた<sup>3)</sup>。

こうした中、2017年2月、法務大臣より法制審議会に対して「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を18歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における『少年』の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい」との諮問第103号が出された。現在、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会にお

↙ <http://www.moj.go.jp/content/000069850.pdf>.

2) この勉強会については、<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html> を参照。

3) 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会『取りまとめ報告書』」4頁以下、18頁（2016）、<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>。同報告書では、少年年齢の引下げに対する少年の再非行の防止への悪影響といった刑事政策的懸念に応える措置として、若年受刑者に対する処遇の原則の明確化及び若年受刑者を対象とする処遇内容の充実、若年受刑者に対する処遇調査の充実、現行の少年審判手続における調査機能等の活用、若年者に対する新たな処分の導入等が掲げられている。同9頁、14頁、16頁以下。

いて、少年年齢の18歳未満への引下げが審議されているところである<sup>4)</sup>。

先述の取りまとめ報告書では、少年年齢を18歳未満に引き下げるべきであるという考え方の理由の1つに、諸外国では18歳を成人とする国が多いことが挙げられ、また、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会における審議でも、諸外国の制度の概要が参考とされている<sup>5)</sup>。同部会第1回会議では「諸外国の制度概要」が資料として配布されており、その中でアメリカの2つの州が紹介され、うち1つのニューヨーク州では同年齢が16歳未満に設定されていることが紹介されている<sup>6)</sup>。しかし、同州は、少年年齢を引き上げる傾向にある近時のアメリカにおいて、同年齢を16歳未満に設定しているわずか2州のうちの1州（残る1州はノースカロライナ州）であった<sup>7)</sup>。さらに、同州（及びノースカロライナ州）は、2017年、同年齢を18歳未満に引き上げる法律を可決している。

そこで、本稿では、第1章において日本における少年年齢の引下げをめぐる議論を整理し、第2章においてニューヨーク州及びノースカロライナ州の少年年齢引上げの背景及び経緯を紹介し、日本における同年齢の検討のための示唆を得た後、第3章においてあらためて日本における少年年齢について検討する。

## 第1章 日本における少年年齢の引下げをめぐる議論

先述の取りまとめ報告書を参考に少年年齢をめぐる議論の状況を整理す

- 
- 4) 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会については、[http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_00296.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00296.html)。
  - 5) 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会・前掲注3) 7頁、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第1回会議議事録、<http://www.moj.go.jp/content/001223886.pdf>。
  - 6) 配布資料6「諸外国の制度概要」、<http://www.moj.go.jp/content/001220567.pdf>。
  - 7) アメリカにおける少年年齢の動向については Off. of Juv. Just. & Delinq. Prevention, U.S. Dep't of Just., [https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/structure\\_process/qa04101.asp](https://www.ojjdp.gov/ojstatbb/structure_process/qa04101.asp)。

る。少年年齢をめくり、現行法の20歳未満という少年年齢を維持すべきであるという考え方と18歳未満に引き下げるべきであるという考え方がある。

前者の主な理由は次の通りである。①法律の適用対象年齢は立法趣旨や目的に照らして各法律ごとに個別具体的に検討すべきであり、少年年齢は他の法律と連動する必要はない、②現行の少年法による手続及び処遇は少年の再非行の防止と立ち直りを図るうえで有効に機能している、③(ア)少年院と比較して、施設の規模、職員の割合、刑務作業による時間的制約等から、刑務所での処遇は限界がある、(イ)起訴猶予、執行猶予、罰金刑となる場合、再非行の防止や立ち直りのための教育的働きかけが行われない、(ウ)現行法の下での調査や審判の手続における事実上の教育的働きかけが行われない、(エ)ぐ犯による対応ができなくなる、こうした結果、再非行・再犯の増加が懸念される、④年長少年の社会的・精神的成熟度は低くなっている、⑤脳科学の知見から、年長少年は未成熟で発達途上にあり可塑性が高いので、責任非難を負わせるべきではなく、処遇・教育の方が効果が高い、⑥悪質重大な事件には原則逆送等で対応できる、⑦各国の制度、状況は異なるので、少年年齢を諸外国に合わせる必要性はない、⑧少年年齢を引き下げた場合に若年者に対する特別な刑事政策的措置を講ずるとしても、行為責任原則やデュープロセスの確保から限界がある<sup>8)</sup>。

後者の主な理由は次の通りである。①民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合には、成年者となる年長少年に未成熟で判断能力が不十分であることを理由に保護主義（パターナリズム）に基づく保護処分を課すことは、過剰な介入となる、②「大人」として扱われる年齢を一致させる方がわかりやすく、年長少年に自覚を促すこともでき、公職選挙法の選挙権年齢及び民法の成年年齢を引き下げる趣旨と整合する、③民法の成年年齢が引き下げられた場合、民法上保護の対象とならない年長少年に国家が後見的

8) 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会・前掲注3)、4頁以下。

に介入することは、整合性がない、④犯罪被害者等から、選挙権年齢や成年年齢が変わるのであれば、責任ある行動が取れると国によって認定された年長少年に少年法が適用されて刑罰が減免されることは許されない等の意見が出されている、⑤民法の成年年齢が引き下げられた場合には、年長少年に対する国民の寛容を期待できない、⑥国民投票の投票権年齢及び選挙権年齢はすでに引き下げられており、加えて民法の成年年齢も引き下げられた場合には、年長少年には相応の能力があると認められたといえ、刑事司法においても「成人」として扱うことが合理的である、⑦脳の発達の程度だけで責任非難の程度が決まるわけではない、⑧多くの国が18歳を成人としている、⑨少年年齢が引き下げられた場合に再犯・再非行が増加するとの刑事政策的懸念に対しては、若年者に対する刑事政策的措置により対応できる<sup>9)</sup>。

## 第2章 アメリカにおける少年年齢の引上げ

アメリカにおいては、2010年以降、コネチカット州、ミシシッピ州、イリノイ州、マサチューセッツ州及びニューハンプシャー州の5州が、2016年にルイジアナ州及びサウスカロライナ州が、少年年齢を18歳未満に引き上げるなど、各州において少年年齢の引上げ傾向が続いていた。そのため、2016年当時、43州及びコロンビア特別区が少年年齢を18歳未満に、5州が17歳未満に設定している一方、その年齢を16歳未満としていた州は、わずかにニューヨーク州及びノースカロライナ州の2州のみとなっていた。その2州も、2017年、少年年齢を18歳未満に引き上げるに至った。以下では、2州における少年年齢引上げの経緯等を概観する。

### 第1節 ニューヨーク州

ニューヨーク州では、1884年法が、裁判所は、重罪で有罪とされた16歳

---

9) 同6頁以下。

未満の子どもについて、裁量で「彼を引き受ける意思のある適切な者又は団体に委託」することができる、また、軽罪で有罪とされた16歳未満の子どもについて、刑務所への収監又は救貧院への収容に代えて児童保護施設への収容を命じる、と定めた。その後、1903年、事実上又は外観上16歳未満の子どもの法律違反に係る事件を他の刑事事件の審理とは別に特別の法廷で審理するよう、通常の裁判所の中に児童裁判部を設置した。1909年には、「少年非行」という文言を用いて、「成人により行われた場合に犯罪を構成する行為を行った7歳以上16歳未満の子どもは、死刑又は終身刑を科されてはならず、犯罪ではなくて少年非行の事実を認定されなければならない」と定めた。

ところで、1899年にアメリカで初の少年裁判所がイリノイ州シカゴに設置されて以降、各法域で少年裁判所の設置が相次いだ。当時の多くの州の少年年齢は16歳未満であった。ニューヨーク州も、1922年、児童裁判部に代えて児童裁判所を設置し、非行少年のほか、ネグレクトされている少年及び要監督少年を含む「児童」を、16歳未満の者と定義した。その後、多くの州が少年年齢を引き上げたが、同州は引き上げなかった。

同州は1962年に州憲法を改正し、それを受けて同年、家庭裁判所法が制定された。家庭裁判所法は、非行少年の事件のほか、ネグレクトされている少年及び怠学や家出等の「手に負えない」行為を行い保護者の「適法な監督」を超える要監督（ぐ犯）少年の事件を家庭裁判所の管轄とした。1961年の憲法大会で少年年齢が議論されたが、合意に達しなかった。しかし、立法委員会は、その年齢を16歳未満とするの判断は「暫定的」で、若年犯罪者法及び道を踏み外した未成年者法をめぐる共同立法委員会による研究の後、1963年の新法の提案時に「改正の対象となる」と述べた。だが、共同立法委員会は、1963年に研究を完了したものの、少年年齢の改正問題について結論に至らず、その問題を将来の研究、助言及び勧告に委ねた。

その後長らく家庭裁判所法は要監督（ぐ犯）又はネグレクトの事件につ

いて、女子少年の年齢を18歳未満としたほかは、いずれの少年の事件についても適用対象年齢を16歳未満としていたが、1977年、ネグレクトの事件の対象年齢を男子少年についても18歳未満に引き上げた。また、2001年には、「18歳未満の10代の少年は、成長するために、監督、指導及び支援を必要としているとの認識」に基づいて、要監督（ぐ犯）少年事件の対象年齢も18歳未満に引き上げた<sup>10)</sup>。2017年4月には、非行少年についても対象年齢を16歳未満から18歳未満に引き上げるに至った。

同州は、家庭裁判所法301.2条において非行少年を「成人によって行われた場合に犯罪を構成する行為を行った7歳以上16歳未満の者で、(a)未成年を理由にその行為について刑事責任を負わず、又は(b)（家庭裁判所に移送される少年犯罪者手続の）被告人」と定めて、家庭裁判所法の適用対象年齢を16歳未満としていた<sup>11)</sup>が、2014年4月、同州知事は、「少年、公共の安全及び司法に関する州知事委員会（Governor's Commission on Youth, Public Safety and Justice）」を設置する命令を発し、同委員会に、最も効果的かつできる限り経済的な方法で少年年齢を引き上げるための具体的計画を展開すること並びに少年及び刑事司法制度がよりよく少年を扱い、成り行きを改善し、地域を守る方法に関する勧告を行うことを指示した。同委員会は、比較的最近少年年齢を引き上げたコネチカット州及びイリノイ州の代表者を招いてヒアリングを行い、公聴会を開催し、警察官、裁判官、弁護士、検察官や過去に制度に関与したことがある者や少年及び家族を含めたフォーカスグループを招集してインタビューを実施するなどしたうえで、2015年、最終報告書を公表した<sup>12)</sup>。同委員会は、最終報告書において、

10) 以上のニューヨーク州の少年年齢の沿革については、Merril Sobie, *Pitty the Child: The Age of Delinquency in New York*, 30(3) Pace L. Rev. 1061, 1066-1074 (2010).

11) N.Y. Fam. Ct. Act § 301.2.

12) N.Y. Governor's Comm'n on Youth, Pub. Safety & Just., *Final Report of the Governor's Commission on Youth, Public Safety and Justice* (2015) [hereinafter *Final Report*], [https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/ReportofCommissiononYouthPublicSafetyandJustice\\_0.pdf](https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/ReportofCommissiononYouthPublicSafetyandJustice_0.pdf).

なされる勧告が十分に実施されるならば、公共の安全と少年及び家族の結果の改善の双方が十分に達成されると予測される、と述べて、少年年齢の引上げを勧告した<sup>13)</sup>。

同委員会は、近年、少年年齢を引き上げた州のうち、その結果が明らかとなりつつあるコネチカット州及びイリノイ州による少年年齢の引上げの経験を検討した。

コネチカット州は、従来、ニューヨーク州及びノースカロライナ州と同様、少年年齢を16歳未満と定めていたが、2003年以降、同年齢の引上げに向けた議論を開始した。少年司法制度がより年長の少年を扱うよう準備できていないために少年非行率が上昇する、といった公共の安全や、少年裁判所管轄下への16歳及び17歳の少年の移行により少年司法制度に関与する少年人員が膨らむ、といった少年司法制度に対する負担が懸念され、反対の意見も出されたけれども、2007年、少年年齢を18歳未満に引き上げる法律を制定した。当初、この法律の施行は2010年に予定されていたが、財政危機に直面したために法が改正され、16歳は当初の予定通り2010年1月に少年司法制度に移行する一方で、17歳の移行は2012年7月に延期されて、少年年齢の引上げが段階的に実施された。

コネチカット州における少年年齢引上げの結果は良好であった。懸念されていた少年裁判所管轄下への16歳及び17歳の少年の移行による少年司法制度の過剰負担は、地域に基盤を置くダイバージョン及び収容代替策の利用により防ぐことができた。少年審判係属中の勾留が予測されていた水準にまで増加しなかったため、勾留施設を閉鎖することさえできた。年長少年は、地域に基盤を置くダイバージョン及び収容代替策といった証拠に基づくプログラムによって、年少少年よりも良い結果を出してきた。また、法改正前に成人として刑事司法制度で手続を進められた16歳と法改正後に少年司法制度で手続を進められた16歳の成り行きを比較した研究によれば、

---

13) *Id.* at 33.



少年司法制度で手続を進められた方が、逮捕及び有罪判決に至る再犯率が低かった<sup>14)</sup>。

イリノイ州は少年年齢を17歳未満としていたが、2010年、軽罪について、それを18歳未満に引き上げた。同州においても、少年司法制度に対する負担の過剰が懸念されていた。軽罪に係る少年年齢を引き上げた法律は、同時に、同州少年司法委員会に、全ての18歳未満の少年裁判所管轄下への包摂の影響の研究を実施するよう求めた。同委員会は、2012年、軽罪に係る少年法の適用対象年齢を引き上げた法の影響をまとめた報告書を公表した。同報告書は、少年非行が増加せず、公共の安全が脅かされることはなかった、懸念されていた少年司法制度に対する過剰な負担は生じなかった、と結論付けた。そのうえで、同報告書は、重罪についても少年年齢を18歳未満に引き上げるよう法改正を勧告した。同州は、この勧告に従い、2014年1月、重罪についても少年年齢を18歳未満に引き上げた。

同州においても、コネチカット州と同様、法改正後に少年司法制度に対する負担の過剰は生じなかったが、この理由もまた、同州と同様、施設収容代替策としての地域に基盤を置くサービスの利用の推奨及びそれによる施設収容の減少にあった。イリノイ州は、「Redeploy Illinois」という財政的なインセンティブプログラムにより、州が運営する収容施設の利用を削減する地方に、地域に基盤を置くサービスを支援するために交付する資金を増額した。このプログラムの実施後、州の施設収容は64%減少した。一方、地域に基盤を置くサービスに付された少年の成り行きも積極的であった。そうしたサービスを完了した少年の73%において結果は良好で、そのうちの66%がほとんどの目的を達成したと分類された。他方、新たな再非行によりそうしたサービスを完了できなかった少年は13%未満であった。また、そうしたサービスを完了した少年の61%は、その後の3年間にわたり施設に収容されることはなかった<sup>15)</sup>。

---

14) *Id.* at 29–31.

15) *Id.* at 31–32.

少年，公共の安全及び司法に関する州知事委員会は，これら2州の経験から，少年年齢の引上げと同時に，地域に基盤を置く適切なダイバージョンといった証拠に基づくプログラムを実施するならば，少年司法制度を圧迫することがなく<sup>16)</sup>，かつ少年の良い成り行きをもたらして公共の安全を脅威に曝すこともない，と指摘した<sup>17)</sup>。

そのほか，同委員会は，①自殺率の高さ，再犯率の上昇といった，成人のジェイル又は刑務所における収容が若年者に及ぼす否定的影響，②衝動のコントロールをつかさどる領域を含めた脳の一部が青少年から20代半ばまで発達することを明らかにしてきた脳の発達に関する科学的調査，③②の科学的発見を受けて，有責性の低減及び更生可能性の高さを理由に青少年の処罰の性質及び射程を限定した連邦国最高裁判所の判例，④1990年代以降の少年非行の減少等を援用して，2015年中に少年年齢を18歳未満に引き上げるよう法律を改正し，2015年の残る期間及び2016年を施行準備期間に充てた後，コネチカット州と同様，16歳について2017年に，17歳について2018年にと，年齢によって段階的に施行するよう勧告した<sup>18)</sup>。

①成人のジェイル又は刑務所における収容が若年者に及ぼす否定的影響として挙げられた再非行・再犯率の上昇に関しては，ニューヨーク州を対象とした研究がなされていた。すなわち，少年年齢を16歳未満に設定し16歳及び17歳を成人として刑事司法制度で訴追し，有罪認定し，刑罰を科すニューヨーク州と，少年年齢を18歳未満に設定し16歳及び17歳を少年とし

16) ニューヨーク州においても少年年齢の引上げによる家庭裁判所係属事件数の増加に対する懸念もあった。例えば，18歳未満の者の逮捕数の半数近くを16歳及び17歳が占めるため，家庭裁判所に係属する事件数は，およそ2倍になる，重大事件が刑事裁判所管轄に残されるとしても急増するであろうとの予測もなされていた。Sobie, *supra* note 10, at 1086.

17) *Final Report*, *supra* note 12, at 1-2.

18) *Id.* at 32-33. 同委員会では，先述の通りイリノイ州の代表者からも意見の聴取を行ったが，同州における軽罪と重罪という犯罪類型による少年年齢の区別が制度関係者間に混乱をもたらしたこともあり，同州の代表者は犯罪類型による段階的实施を勧告しなかった。

て少年司法制度で申し立て、非行認定し、保護処分を課すニュージャージー州との間の、少年の再犯（再非行）率の比較研究である。400人の少年に関する研究によれば、ニューヨーク州の少年の方が、ニュージャージー州において少年裁判所で手続を進められた少年よりも、暴力犯罪で再逮捕される可能性が高かった<sup>19)</sup>。また、1992年から1993年の間に加重暴行、持凶器強盗又は住居侵入を理由にニューヨーク州で刑事裁判所に起訴された少年とニュージャージー州で少年裁判所に申し立てられた少年2,000人以上を1999年まで追跡調査した研究によれば、ニューヨーク州で成人刑事裁判所に起訴された少年の方が、ニュージャージー州で少年裁判所に申し立てられた少年よりも、暴力犯罪で再逮捕される可能性が高く、重罪財産犯罪で再逮捕される可能性も高いことが明らかとなっていた<sup>20)</sup>。

また、ニューヨーク州は、④の少年非行の減少と並んで、地域に基盤を置くサービスの重点化のゆえに、児童及び家庭サービス局管轄の施設が定員を下回る状況が続き、施設の閉鎖に至るほどであった<sup>21)</sup>。従来、同州では、州と地方とで審判前の少年の勾留費用を折半していた。これが、2011年州法第58章において、地域に基盤を置く、審判前勾留及び施設収容代替策費用の州による負担率を引き上げることで、それら施策の展開及び利用を地方に奨励した<sup>22)</sup>。それと並んで、執行部法530条により、勾留決定に当たり経験的に有効なリスク評価ツールの利用を全てのカウンティに要求し

---

19) Jeffery Fagan, *The Comparative Advantage of Juvenile vs. Criminal Court Sanctions on Recidivism among Adolescent Felony Offenders*, 18(1-2) L. & Policy 77 (1996).

20) Jeffery Fagan, et al., *Be Careful What You Wish for: Legal Sanctions and Public Safety among Adolescent Offenders in Juvenile and Criminal Court*, Colum. L. Sch. Res. Paper No. 03-61 (2007).

21) Just. Pol'y Inst., *Raise the Age: Shifting to a Safer and More Effective Juvenile Justice System* 36 (2017), <http://www.justicepolicy.org/uploads/justicepolicy/documents/raisetheage.fullreport.pdf>.

22) *Final Report*, *supra* note 12, at 6.

た<sup>23)</sup>。これにより、不要な勾留の利用が減少した。そのため、少年年齢の引上げによる少年司法制度に係属する少年数の増加にも対応する余地ができていた。

こうして同州は2017年4月、少年年齢を18歳未満に引き上げる法律を可決した<sup>24)</sup>。

## 第2節 ノースカロライナ州

ノースカロライナ州も、1919年以来、ニューヨーク州と同様、少年年齢を16歳未満としていた<sup>25)</sup>。

2005年、「ノースカロライナ州量刑及び政策助言委員会 (North Carolina Sentencing and Policy Advisory Commission)」は、2006年会期法248号により、少年犯罪者に関する問題を研究するよう命じられた。同委員会は、2007年、同州議会に、「少年犯罪者に係る研究に関する報告書」を提出した<sup>26)</sup>。同委員会は、同報告書の中で、①少年が20代にかけて相当の脳の発達を経験し続けるので、成人の判断能力（ひいては同水準の法的責任）を欠くことを実証する確立した研究の体系及び②少年犯罪者の発達ニーズが社会復帰に焦点を当てる制度によってより良く満たされることを根拠として、少年年齢を18歳未満に引き上げるよう勧告した<sup>27)</sup>。これを受けて、同州議会に少年年齢を引き上げる法案が提出されたが、可決に至らず、翌2008年、会期法107号により、知事犯罪委員会が、「16歳及び17歳を包摂するよう少年司法及び非行防止局の管轄を拡大する場合の法的、制度的及び組織的影響」を研究するよう命じられることとなった。

---

23) *Final Report, supra* note 12, at 7.

24) ニューヨーク州における少年年齢の引上げについて、<https://www.ny.gov/programs/raise-age-0>.

25) N.C. Gen. Stat. §7B-1501(17).

26) N.C. Sent'g & Pol'y Advisory Comm'n, *Report of Study of Youthful Offenders* (2007), [http://www.njcn.org/uploads/digital-library/resource\\_1094.pdf](http://www.njcn.org/uploads/digital-library/resource_1094.pdf).

27) *Id.* at 8.

同委員会は、2009年、「少年年齢研究最終報告書」を提出した<sup>28)</sup>。同委員会による研究は、少年年齢の18歳未満への引上げに関する費用便益分析、同年齢引上げの影響及びアクションプラン並びに関連する法の分析を含んでいた。費用便益分析によれば、少年司法制度による手続が再非行を減少させるとは断定しにくいことから、再非行の減少から利益が生じるとはいえないが、少年の生涯所得の増加が予想される。とはいえ、少年司法制度における1逮捕当たりの費用が成人刑事司法制度におけるよりも高いため、少年の生涯所得の増加から生じる利益は、16歳及び17歳の年間30,000件の逮捕を成人刑事司法制度から少年司法制度に移行する（結果的に少年司法制度における逮捕数が2倍近くになる。）費用を圧倒するほど大きくなかった<sup>29)</sup>。もっとも、同分析は、セラピー等の少年の再非行を防止するための証拠に基づくプログラムにより少年司法制度を強化する一方で、費用の掛かる施設収容を削減すると仮定すると、再非行の減少に伴う少年の生涯所得の増加や被害者の被る損害・損失の減少により、少年年齢の引上げが7.1百万ドルの利益を生じさせる、との見積もりも出しており、少年年齢を引き上げる場合には、証拠に基づくプログラムの導入及び施設収容代替策としての地域に基盤を置くプログラムの利用を推奨する州から地方への交付金制度の展開等による少年司法制度の強化を要することが指摘された<sup>30)</sup>。

28) Governor's Crime Comm'n, *Juvenile Age Study: A Study of the Impact of Expanding the Jurisdiction of the Department of Juvenile Justice and Delinquency Prevention* (2009), [https://files.nc.gov/ncdps/div/GCC/PDFs/JuvJus/Juvenile\\_Age\\_Study\\_Final\\_Report.pdf](https://files.nc.gov/ncdps/div/GCC/PDFs/JuvJus/Juvenile_Age_Study_Final_Report.pdf).

29) *Id.* at 8. 少年年齢の引上げに伴い、新たな少年収容施設の建設、新たな職員の採用等の必要が予測された。

30) *Ibid.* 同分析は、証拠に基づくプログラムの実施により、少年の再非行率が41～31.5%減少し、少年の生涯所得が平均して6.5%増加する一方で再非行による被害が減少して、1.6百万ドルの利益が生じると見積もった。また、同分析は、成人刑事司法制度における16歳及び17歳の1逮捕当たりの費用は4,882ドルであるのに対して、少年司法制度内の1逮捕当たりの費用は7,348ドルと成人刑事司法制度におけるよりも高く、その原因は少年司法制度内の職員の割合の高さや施設収容費用の高さにあるとしたうえで、イリノイ州で実施されているような施設収容の削減

もつとも、同委員会は、同報告書はあくまでも少年年齢の問題に関する情報を提供するものであって、同委員会が同問題に関して特定の立場を支持するものではないことを付言していた<sup>31)</sup>。

2009年、同州議会に少年年齢を18歳未満に引き上げる法案が提出されたが、これも可決に至らず、同年、「少年アカウンタビリティ計画対策委員会 (Youth Accountability Planning Task Force)」が、16歳及び17歳を包摂するよう同州少年司法及び非行防止局の管轄を拡大するための計画の策定を命じられた。同委員会は、2011年、州議会に最終報告書を提出した<sup>32)</sup>。同委員会による研究もまた、軽罪及び低水準の重罪に係る少年年齢の18歳未満への引上げに関する費用便益分析を含んでいた。その分析によれば、少年年齢の引上げは州に52.3百万ドルの利益をもたらす、との結果が導かれた<sup>33)</sup>。

2016年、ノースカロライナ州法及び司法委員会内の刑事捜査及び事実認定委員会は、州の刑事司法制度において懸念のある領域を特定し、改革のために証拠に基づく勧告をなす責務を課された。同委員会が検討した4つの課題のうちの1つが少年司法制度、なかんずく少年年齢であった<sup>34)</sup>。

第1に、同委員会は、ノースカロライナ州の16歳及び17歳による犯罪の大多数が、軽罪及び非暴力重罪であることを確認した。2014年に有罪認定

---

のためのプログラムを実施するならば、16及び17歳の逮捕に伴う費用が4%、毎年9.9百万ドル減少すると見積もった。もつとも、同分析は、証拠に基づくプログラムによる少年司法制度の強化がなければ37.5百万ドルの費用が生じる、と結論付けた。Id. at 4.

31) Id. at 1.

32) Youth Accountability Planning Task Force, *Final Report to the General Assembly of North Carolina* (2011), [https://files.nc.gov/ncdps/documents/files/YouthAccountabilityTaskForceFinalReport\\_January2011.pdf](https://files.nc.gov/ncdps/documents/files/YouthAccountabilityTaskForceFinalReport_January2011.pdf).

33) Vera Inst. of Just., *Cost-Benefit Analysis of Raising the Age of Juvenile Jurisdiction in North Carolina* 21 (2011).

34) Comm. on Crim. Investigation & Adjudication, N.C. Comm'n on the Admin. of L. & Just., *Juvenile Reinvestment Report* (2016), <https://www.ncdps.gov/juvenile-reinvestment>.

を受けた5,689人の16歳及び17歳のうち、暴力重罪で有罪認定を受けた者は、わずか187人（3.3%）であった。一方、大多数（80.4%）は軽罪で、残る16.3%が非暴力重罪で有罪認定を受けていた<sup>35)</sup>。

第2に、同委員会は、少年年齢引上げによる公共の安全への積極的効果を指摘した。全国的な資料のみならず、ノースカロライナ州に関する資料も、若年者が成人として起訴された方が、少年司法制度で扱われた場合よりも高い再犯率という結果となることを示唆していた。同州に関する資料によれば、10代の者が少年司法制度で事実認定を受けた場合、成人刑事司法制度で事実認定を受けた場合よりも再犯率が7.5%低い。一方、成人刑事司法制度で起訴された10代の者は、全年齢層の平均と比較して、再犯率が12.6%高い。他方で、通常、司法制度への関与が進むにつれて関与の程度が低かった者よりも再犯率が高くなるのに対して、同州では、保護観察となった若年犯罪者の再犯率が、自由刑を受けた者よりも高かった。こうした結果から、同委員会は、現行の若年犯罪者の処遇は犯罪の減少及び公共の安全の促進に矛盾しており、より低い再犯（再非行）率、ひいては公共の安全のために少年年齢を引き上げるべきである、と述べた<sup>36)</sup>。

第3に、同委員会は、少年年齢引上げによる経済的利益を援用した<sup>37)</sup>。同委員会は、先述の2009年の州知事犯罪委員会による研究に当たり行われた費用便益分析及び2011年の少年アカウントビリティ計画対策委員会による研究に当たり行われた費用便益分析を援用したうえで、少年非行の減少<sup>38)</sup>及び少年司法制度への関与を削減するためのプログラムの実施による費用の削減等を指摘して、2つの費用便益分析の結果以上に州に経済的利

---

35) *Id.* at 7.

36) *Id.* at 8–10. 成人刑事司法制度における方が再犯率が高いという結果は、同制度が、保護者や地域の関与も含めた教育やソーシャルサービスといった少年に特有の効果的な社会復帰のための介入を実施できないゆえであるとされている。

37) *Id.* at 11–12.

38) ノースカロライナ州の少年1,000人当たりの非行申立ての割合は、2010年に27.55人であったものが、2015年には20.78人に低下した。*Id.* at 14.

益が生じる可能性に言及した<sup>39)</sup>。同委員会は、少年年齢の引上げに伴い負担すべき費用があるけれども、すでに実施している勾留アセスメントツールの利用を通じた少年審判前勾留の削減や施設収容の削減とそれに伴う施設の閉鎖により、そうした費用を賄い得る、と述べた<sup>40)</sup>。

第4に、同委員会は、少年年齢を引き上げた他州、特にイリノイ州及びコネチカット州の経験を援用した。同委員会は、少年年齢を軽罪に関して18歳未満に引き上げたイリノイ州では、少年拘置所や少年収容施設が過剰収容となるなどの少年司法制度の崩壊は起こらず、公共の安全も害されなかったため、さらに重罪に関しても同年齢の引き上げに至ったことに言及した。また、コネチカット州では少年年齢の引き上げ後の少年事件数が予測されたよりも少なく、費用も予算化されたよりも少なく済んだことに言及した。同委員会は、これら2州の経験から、少年年齢の引上げが、費用の削減及び公共の安全の改善につながると述べた<sup>41)</sup>。

第5に、同委員会は、青少年の脳が十分に発達していないことを明らかにする科学的研究の成果から、①青少年の有責性が低い、②青少年の大多数は成長するにつれて犯罪から離脱していく、という事実を考慮に入れるべきである、③処罰的な刑事司法制度よりも少年司法制度で発達心理学の知見を取り入れて学業や職業スキルの改善等に焦点を当てた積極的介入を行う方が、非行の減少に効果的である等の結論を引き出した<sup>42)</sup>。

第6に、同委員会は、科学的所見に基づいて、少年の有責性が成人よりも低い一方で更生可能性が高く、刑事処分の威嚇に反応しにくいことを承認した一連の連邦最高裁判決を援用し、少年年齢の引上げは最高裁判決の

39) 一方で、同委員会は、少年年齢を18歳未満に引き上げなかった場合に、刑事施設内で18歳未満の者と成人との視覚と聴覚による目で見えず耳で聞こえない分離を要求する連邦刑務所強制性交等排除法の遵守のために掛かる費用の問題を指摘した。 *Id.* at 12.

40) *Id.* at 13-14. 拘置所への勾留は、2010年の6,246人から2015年の3,229人にまで減少した。

41) *Id.* at 14-15.

42) *Id.* at 15-16.



論理により支持される、と述べた<sup>43)</sup>。

最後に、同委員会は、ノースカロライナ州で成人としての逮捕歴及び有罪判決歴を有する若年者が、進学や就職に際して、少年年齢をノースカロライナ州よりも高く設定している他の法域の少年に比べて不利な扱いを受けられる可能性を排除する必要性に触れた<sup>44)</sup>。

こうした理由から、同委員会は、暴力重罪及び道交法違反の罪を除いて、少年年齢を18歳未満に引き上げるよう勧告した<sup>45)</sup>。

こうした勧告を受けて、同州は、2017年6月、少年年齢を18歳に引き上げる法を可決した。2019年に施行される予定である<sup>46)</sup>。

### 第3節 アメリカにおける少年年齢の引上げからの示唆

以上みてきた通り、アメリカでは少年年齢の引上げ傾向がみられる中、同年齢を16歳未満に設定していたニューヨーク州及びノースカロライナ州がそれを18歳未満に引き上げることとしたため、全ての法域の少年年齢は少なくとも16歳以上となる。

両州を含めてアメリカで少年年齢が引き上げられている理由は、次のことに求められよう。

第1に、少年非行が減少しており、非行の内容もそのほとんどが軽微なものであって、刑事司法制度で刑罰を科するという対応を採る必要がない、

---

43) *Id.* at 16–17. 行為時18歳未満の者に対する死刑を禁じたローパー判決 (*Roper v. Simmons*, 560 U.S. 551 (2005)), 同年齢の者に対する殺人罪以外を理由とする釈放可能性のない終身刑を禁じたグレーム判決 (*Graham v. Florida*, 560 U.S. 48 (2010)) 及び同年齢の者に対する釈放可能性のない終身刑の必要的科刑を禁じたミラー判決 (*Miller v. Alabama*, 567 U.S. 460 (2012)) を援用している。

44) *Id.* at 17–18.

45) *Id.* at 2. 一方、同委員会は、法執行機関や検察官の要望に応じて、少年裁判所指導官から法執行機関への少年記録の開示や少年の処遇に関する協議、検察官による少年非行記録へのアクセスの付与等も勧告した。*Id.* at 2–3.

46) ノースカロライナ州の少年年齢引上げに関して、<https://www.ncdps.gov/our-organization/juvenile-justice/key-initiatives/raise-age-nc>.

という少年非行の状況がある。

第2に、脳の発達に関する科学的研究から得られつつある所見である。少年の脳は発達の途上にあるため、少年は未成熟で、成人と同水準の判断能力を持たない。故に、その有責性もまた成人よりも低く、成人と同様に責任非難を行うことはできない。一方、その更生可能性は成人よりも高い。

第3に、したがって、少年司法制度における社会復帰を目指す処遇の方が、成人の刑事司法制度における刑罰（ないしはそれによる威嚇）よりも少年にとって適切であり、実際の再非行防止効果も高く、ひいては公共の安全にとっても利益となる。

第4に、第3とも関連して、少年年齢の引上げは経済的利益をもたらす。少年年齢を引き上げて効果的な少年司法制度で処遇することにより少年の再非行が減少するので、再非行に係る州の費用や再非行により引き起こされる被害者が被る損害・損失が減少して州及び（将来の）被害者にとって経済的利益が生じる一方、成人としての犯罪の前科を免れることで進学や就職において不利益がなく、少年の生涯所得（ひいては少年により納められる税金）が増加するという少年側にとっての経済的利益（ひいては州の利益）が生じる。

こうした理由が少年年齢の引上げの動きを促進してきたといえるが、同年齢の引上げと同時に、リスクのアセスメントツールの利用により審判係属中の勾留や保護処分としての施設収容を回避して、できる限り地域内で処遇しようとの施設収容処遇から社会内処遇への転換が図られていることも留意される。

### 第3章 日本における少年年齢の検討

本章では、アメリカにおける少年年齢の引上げの理由に従って、日本における少年年齢を検討していく。

第1に、少年非行の動向である。平成28年（2016年）版の『犯罪白書』によれば、少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検

挙人員は、2004年から毎年減少しており、2015年は戦後最小となった。少子化により当然検挙人員は減少すると推測されるが、人口比も低下が続いており、2015年の少年による刑法犯の人口比は、最も高かった1981年の3分の1以下まで低下している。よって、少子化の影響を考慮にいれずとも、実質的に少年非行は減少しているといえよう<sup>47)</sup>。年長少年に限ってみても、刑法犯の検挙人員は2004年から毎年減少しており、人口比も翌年からほぼ減少傾向にある<sup>48)</sup>。2015年の少年による刑法犯の検挙人員を罪名別にみると、全体では窃盗、遺失物等横領の構成比が高く、これら2罪名で全体の73.1%を占めている。年長少年による刑法犯の検挙人員を罪名別にみても、最も多いのが窃盗、次いで多いのが遺失物等横領で、これら2罪名で全体の67.4%を占めており、少年による刑法犯の罪名別の全体の状況とそれほど大きな違いはない<sup>49)</sup>。一方、少年院入院者の人員をみると、全体的には2000年をピークに減少してきており、年長少年も翌年をピークに減少傾向にある。年長少年の人口比をみても、若干の波はあるものの、2003年をピークに減少傾向にある。2005年から2015年までの年齢層別構成比をみると、年長少年が高いが、その割合は38%～44%の間で推移しており、大きな増加傾向はみられない。男子について非行名別及び年齢層別にみると、年少少年と比べた場合には傷害・暴行の構成比が10%程度低い一方で詐欺の割合が10%程度高いという違いが認められるが、中間少年と比べた場合には各々の差は5%程度に縮まる<sup>50)</sup>。こうして非行の動向等をみると、特に年長少年全体を取り上げて刑事司法制度における刑罰により対応すべき状況にはない。年長少年による重大な事件はいわゆる原則逆送制度の対象となり、裁判員裁判の対象となり、被害者参加制度の対象ともなる一方で、死刑や無期刑の緩和の対象ではなくなるので、そうした刑罰を科すことに

47) 法務省法務総合研究所『犯罪白書』98頁（日経印刷、平成28年版、2016）。

48) 同CDROM資料3-2。

49) 同CDROM資料3-5。

50) 前掲注47) 122頁。

より現行法上対応することが可能である。軽微な非行を行った者も含めてすべての年長少年に影響を及ぼす少年年齢の引下げの必要性は、認められない。

第2に、少年の脳は発達の上にあるため、少年は未成熟で、成人と同水準の判断能力を持たない故に、その有責性も成人よりも低い一方、その更生可能性は成人よりも高い、との脳の発達に関する科学的所見は、日本でも妥当すると思われる。日本児童青年精神医学学会は、少年年齢の引下げに反対し、かつむしろ引上げの方向で検討されるべきであるとの声明において、海外での研究は、5～25歳の年齢を通して脳が発達することを示しており、21歳ないし25歳よりも下の年齢を成人であると定義する根拠は薄れる、と述べている<sup>51)</sup>。

第3に、少年司法制度における処遇と刑事司法制度における処遇との再非行（再犯）防止効果はどうであろうか。

2006年から2015年までの保護観察付執行猶予者の取消・再処分率の推移をみると、2006年の37.1%という比較的高い割合を除けば、29.7%～33.5%とほぼ3割で推移している<sup>52)</sup>。これに対して、同期間の保護観察処分少年の再処分率は16.4%～18.8%の間を推移しており<sup>53)</sup>、保護観察付執行猶予者の取消・再処分率よりも相当に低く、社会内処遇である保護観察については、少年に対する保護処分としての保護観察の方が、再非行防止効果が高く、有効に機能しているといえる<sup>54)</sup>。

51) 日本児童青年精神医学会「少年法適用年齢引き下げに反対する声明」(2016)、<http://child-adolesc.jp/proposal/20160904/>。また、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」第7回会議でも青少年の脳の発達に関する研究に言及されている。若年者に対する刑事法制の在り方についての勉強会第7回ヒアリング及び意見交換議事録1頁以下、<http://www.moj.go.jp/content/001182561.pdf>。

52) 前掲注47) 犯罪白書235頁。

53) 前掲注47) 犯罪白書246頁。

54) 2006年に保護観察を開始した保護観察処分少年を対象とした約10年間の予後調査によれば、保護処分及び刑事処分を受けた再処分率は全体で36.0%であり、これを年齢別にみると、審判時年長少年であった者の再処分率は26.5%と、全体及

また、出所受刑者の出所後の再犯による再入所状況をみると、総数では5年以内の再入率が38.8%である<sup>55)</sup>。これに対して、少年院出院者の5年以内の再入院・刑事施設入所率は21.7%であり、出所受刑者よりも相当に低い。したがって、施設収容処遇についても、少年院による処遇の方が、刑務所を中心とする刑事施設における処遇よりも再非行防止効果が高く、有効に機能しているといえよう<sup>56)</sup>。

再非行・再犯防止効果を考えるうえでは、現行制度における調査・審判段階での家庭裁判所調査官や少年鑑別所における法務教官・法務技官による要保護性に応じた教育的働きかけ・保護的措置の重要性も看過できない。たとえ最終的に保護処分が課され、又は検察官送致決定を経て刑事処分が科されるとしても、現行の制度は最終的な処分のみで再非行の防止を図っているのではない。調査・審判段階から連続した教育的な処遇が行われたうえで最終的な処分も効果を発揮できているといえよう。少年年齢の引下げにより年長少年が成人として扱われることとなり、調査・審判段階での教育的働きかけ・保護的措置と切り離された刑事処分のみを科されるならば、年長少年に対する刑事処分の効果は、現在よりも減殺するであろう。

現行の少年司法制度による処遇の方が再非行防止効果が高く、ひいては公共の安全に寄与している。少年年齢を引き下げた場合には、反対する意見が指摘するように、年長少年層に対する処遇が十分になされず、むしろ

55) び18歳未満の少年の再処分率よりも低く、現行の少年に対する保護観察が特に年長少年に対して有効に機能しているといえる。若年者に対する刑事法制に関する勉強会・前掲注3) 別添資料7, <http://www.moj.go.jp/content/001210646.pdf>。

56) 前掲注47) 犯罪白書220頁。

56) もっとも、2010年1月1日から6月30日までに少年院を出院した者のうち、入院時年長少年であった者の有罪の裁判の確定（少年院への再入院・刑事施設への入所に限られない。）があった者の割合をみると、出院後2年以内が20.4%、5年以内が40.0%となる。これを刑事施設への入所時に若年成人（20歳又は21歳）であった者についてみると2年以内が26.9%、5年以内が44.0%となっており、その差は大きくない。若年者に対する刑事法制に関する勉強会・前掲注3) 別添資料6, <http://www.moj.go.jp/content/001210645.pdf>。

非行（犯罪）が増加することが懸念される<sup>57)</sup>。

第4に、現行制度による処遇が再非行防止効果が高いのであれば、それに伴い再非行により掛かる費用や被害者が被る損害・損失が小さくなり、経済的なメリットは大きくなるといえよう。一方で、少年については、個人によるインターネット上への情報の掲載が問題となりつつあるものの、現行少年法では少年の推知報道が禁じられ、また、人の資格に関する法令の適用に関する特則もあって、進学や就職に際して成人としての前科に伴う不利益は回避され、社会復帰のための素地が整えられている。

以上検討してきた通り、少年年齢の引下げの必要性も有効性も認められない。もっとも、第1章でみた通り、民法の成年年齢が引き下げられた場合に民法上の成年となる者に対して保護主義（パターナリズム）で介入することはできなくなる、よって、少年年齢も引き下げるべきである、との見解もある<sup>58)</sup>。たしかに、民法も未成年者の未成熟性と判断能力の不十分性を理由に未成年者に対する保護を認めている点では、少年法と共通している<sup>59)</sup>。しかし、2つの法領域で求められる成熟度と判断能力は同一であろうか。日常的に経験し生活に密接に関わる事柄について判断する能力と、未成熟のゆえに犯罪（非行）という非日常的な行為を行ったことで（刑事）司法制度に接触して手続において自己の防御に必要なことを判断する能力というのは異なる。前者の面では成熟して能力があるといえても、後者の面ではいまだ成熟しておらず能力が発達していないということは十分に想

57) 少年年齢を引き下げた場合に年長少年に対する処遇に間隙が生じる問題を指摘したものとして、浜井浩一「少年法成人年齢の引下げを巡る議論の問題点と課題」刑弁84号115頁以下（2015）。

58) これに対して、少年年齢の沿革も分析しながら、民法その他の法律との少年年齢の連動が不要であることを論証するものとして、武内謙治「少年法の立場から」青少年問題64巻夏季号26頁以下（2017）、同「刑事法からの検討——少年法の適用年齢引下げの議論と18歳選挙権との関係」法セミ62巻1号21頁以下（2017）。

59) 民法上の保護者による未成年者に対する保護と少年法上の国家による少年に対する保護との相違を分析したものとして、山口直也「少年法適用年齢引き下げに関する議論の在り方」犯罪と刑罰26号125頁以下（2017）。

定される。各々の領域で必要とされる成熟度や判断能力の違いに応じて、法が保護を与える年齢が異なってよい。また、国が若年者に対して法律ごとに負っている義務という視点から、非行少年に対して国は適切な矯正教育を行う義務があり、少年年齢の引下げを正当化するためには、年齢を引き下げても少年法が要求する国の再非行・犯罪防止の義務に違反しないことの証明が必要である、との見解もある<sup>60)</sup>。

## お わ り に

本稿では、減少傾向にある少年非行の動向、少年の有責性の低さと更生可能性の高さを実証する脳科学研究、少年司法制度の高い再非行防止効果、経済的メリット等を理由に少年年齢を引き上げる傾向にあるアメリカの動きを参考に、日本の少年年齢を検討した。

現行の少年法は、少年の非行の克服と再非行の防止に機能しており、少年年齢を引き下げる必要性はなく、引下げが有効とも思われぬ。民法上の成年年齢等が引き下げられることとなったとしても、各々の法が求める成熟度や判断能力を個別に検討したうえで各法律ごとに年齢を定めてよい。少年年齢の引下げには慎重な検討が必要である<sup>61)</sup>。

---

60) 後藤弘子「成人年齢の引下げ」法教423号30頁以下（2015）。

61) 廣瀬健二「少年法の基礎—我が国の特徴と年齢の規制」研修826号3頁以下（2017）は、犯罪類型による区分や中間層の設定の検討の必要性を指摘している。また、津田雅也「わが国における少年の刑事処分の位置付けに関する議論」罪と罰54巻1号87頁以下（2016）は、少年法の理念に沿った形で再構成される刑罰を前提に、若年成人層設定の方向性を示す。本稿は、一律の少年年齢の引下げに反対するが、刑罰の内容が変化した場合等については機会を改めて検討したい。